

金沢労基広親会安全衛生表彰基準

1. 表彰の種類

表彰の種類は、金沢労基広親会会長表彰「個人事業者功労賞」と「優良団体賞」の2種類とする。

(1) 個人事業者功労賞

10年以上に亘り建設事業を営み労災保険特別加入制度に加入し、安全衛生管理意識を高く保ち、請負工事の業務災害の防止の努力を続け、他の模範となる取組みを行ってきた個人事業者。

(2) 優良団体賞

10年以上に亘り加入個人事業者相互の協力を図り、一人親方の労働保険特別加入と請負工事の安全衛生管理の指導と業務災害防止の支援を継続して実施し、他の模範となる取組みを行ってきた個人事業者の支援団体。

2. 表彰の数

個人功労賞	10人以内を原則とする
優良団体賞	2団体以内を原則とする

3. 審査上の注意事項

- 一人親方の労災保険での無災害データは、個人情報であるため入手できないので、別紙の全国安全衛生週間被表彰者推薦書を被表彰者が10年以上所属する団体または、10年以上事業を発注し業務災害の状況を把握している企業から無災害記録を提出してもらう。
- 被表彰者が金沢労基広親会会員であれば、所属する団体または発注企業は、商工会等の金沢労基広親会以外のところでも可とする。
- 表彰基準には、無災害継続を要件としないが、他の模範となるためには災害が発生しているのに表彰することは非難を浴びることになる。
10年以上無災害継続の個人事業者の推薦があれば、そちらが優先的に選出されるものとなる。

- 受賞者の推薦が多数あれば、労災保険特別加入制度加入年数、無災害継続年数の長いものを優先する。特定の団体、発注者の推薦が多い場合は推薦団体が偏らないよう選出する。
- 特定の所属する団体または発注企業のない一人親方は、自薦となるが、アンケートを提出してもらう
- 推薦書、アンケートは様式を順次整えていく。

4. 表彰式

- 毎年10月または11月の全国労働衛生週間衛生週間の金沢労働基準協会の表彰式にて行う。
- 賞状授与者は、金沢労働基準協会と金沢労基広親会は同一の会長であり、金沢労基広親会会長が授与する。
- 金沢労基広親会会長表彰の個人事業者功労賞と優良団体賞の賞状を作成する。
- 受賞した一人親方が表彰式に出席して受賞することが原則であるが、受賞者が出席できない場合は推薦団体または推薦企業が出席して代理受領する。